

「坂井市100の改革」取り組み状況

総務部 行政経営課

坂井市100の改革 体系表

基本項目	重点項目	推進方策	取り組み内容	
行政の担うべき役割の明確化	事務事業の見直し	事務事業の再編・整理、廃止・統合	市が関与する必要性などを判断する基準を策定	1
			補助金等の合理化	2
			長期継続契約の活用(一年契約が基本であったリースや定型業務委託について、費用低減のため認められた長期継続契約制度を活用する。)	3
			保育所、幼稚園の一元化	4
			病気、病後の幼児保育をする制度を整備	5
			土曜保育の効率化(保育幼児が少ない土曜日の保育は、指定保育所に対応する。)	6
			投票区の見直し(選挙の投票区を公民館または小学校区単位で見直す。)	7
			祭り・イベントの見直し	8
			公民館を地域行政の拠点として活用	9
			文化財保護等の文化行政事務の充実	10
			福祉バスの運行の見直し	11
			通学支援対策の統一化(スクールバス運行の見直し)	12
			市営住宅建設事業の見直し	13
	公共施設管理運営の合理化		体育施設等の公共施設統廃合の推進	14
			IP電話を活用した電話交換業務の見直し	15
			無料駐車場の運営見直し(有料化)	16
			公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)	17
	公共工事のコスト縮減		公共下水道事業の処理ルート見直し	18
			公共施設及び設備の質の平準化	19
			公共工事における入札の透明性の向上	20
	事務等の簡素・効率化		各種届出・申請の電子化の推進	21
			公共施設利用手続きの簡素化(公共施設予約システムの導入)	22
			事務事業マニュアルの整備(事務手順書の整備)	23
			公の施設の地元移譲(町内公民館・集会施設の地元移譲や委託する。)	24
	民間活力の導入	アウトソーシングの推進	指定管理者制度の推進	25
			PFIの導入(民間資金等を活用した公共工事の導入を検討する。)	26
			学校給食の提供方式の合理化	27
			保育所給食の提供方式の見直し	28
			保育所の民営化の推進	29
			園児バス運行の民間委託の推進	30
			行政チャンネル放送番組制作に市民ボランティアを活用する	31
			水道開閉栓業務にかかる民間委託の推進	32
		外郭団体の見直し	地域水田農業推進協議会等の一本化及び農業協同組合への事務移譲	33
			財団法人文化振興事業団の合併の推進(出資法人の合併)	34
	財団法人農業公社の合併の推進(出資法人の合併)		35	
	行政評価の実施	事務事業評価の導入	事務事業評価の導入(計画→実施→評価→改善のサイクルを導入する。)	36

坂井市100の改革 体系表

基本項目	重点項目	推進方策	取り組み内容		
市民との協働	市民協働・参画の推進	市民との協働による事業の推進	NPO・ボランティア団体等の育成・支援	37	
			観光ボランティア、語り部等の育成	38	
			自主防災組織化の推進および育成・支援	39	
			自主防犯活動の推進	40	
			安全安心ネットワークシステムの活用(災害や防犯などに関する緊急情報をネット配信する。)	41	
			公民館運営の合理化	42	
			公の施設の地元移譲(町内公民館・集会施設の地元移譲や委託する。)(再掲)	43	
			公園の維持管理の見直し(公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)(再掲)	44	
	市民参画のシステムづくり	地域協議会との連携強化	45		
		まちづくり基本条例の制定促進(まちづくり活動への支援・助成制度の確立)	46		
		まちづくり協議会の設置促進	47		
		職員の地域社会等(市民活動)への積極的な参加	48		
	透明性の確保	市民への情報提供の推進	情報公開の推進	49	
			市長への手紙の実施	50	
			インターネット広聴「市民の声(仮称)」	51	
			「出前講座(市長と語る会)」の実施	52	
			パブリックコメント制度の導入(市の考え方に対して市民の意見を募集する。)	53	
			市民満足度調査の実施(市の取り組みに対して、市民の評価や意見等を調査する。)	54	
人材育成と定員管理の適正化	職員の意識改革の推進	主体的職員の養成	職員提案制度の実施	55	
			自主グループによる職員研修の実施(庁内コンペの実施)	56	
			職員の地域社会等(市民活動)への積極的な参加(再掲)	57	
	勤務評価制度の導入	勤務評価制度の導入	年度目標管理制度の導入(業務目標を設定し、その実績を明確にする。)	58	
			勤務評価制度の導入(年功序列型から成果重視型への転換)	59	
	人材育成と職場の活性化	職員研修の充実	政策形成能力の開発(地方分権に対応した政策形成能力の開発に取り組む。)	60	
			専門職員の養成	61	
	職員数の適正化	定員管理の適正化	定員管理適正化計画の策定	62	
			保育所・幼稚園職員数の適正化	63	
			臨時職員の見直し	64	
			早期退職制度の充実	65	
			弾力的な人事配置	66	
			効率的な組織づくり	本庁と総合支所の事務分担の適正化	67
				納税課と公共料金取扱い課との連携	68
	給与手当等の適正化	各種手当等の見直し(特殊勤務手当、管理職手当等)	69		

坂井市100の改革 体系表

基本項目	重点項目	推進方策	取り組み内容	
効率的な組織運営	簡素で効率的な組織体制の確立	本庁・支所・施設の組織運営の点検	事務内容の再検討と適正な人員配置	70
			総合支所(学校・公民館等)空きスペース活用	71
			災害時の危機管理体制の確立	72
		組織再編	部局横断的な組織の連携(所属部局の枠を超えた組織の連携を図る。)	73
			本庁・総合支所の段階的な組織の見直し	74
			市民ニーズに的確に対応した柔軟な組織体制の確立	75
			苦情・相談窓口の充実	76
			窓口サービスの手続きを集約したワンストップサービスの充実	77
			地域包括支援センターの一元化	78
横断的プロジェクトチームによる行政課題の調査研究(所属部局の枠を超えたプロジェクトチーム)	79			
持続可能な財政運営	財政運営の健全化	効率的な財政運営	枠配分予算編成の導入(政策的経費を除く経常経費を一定額で配分し、予算編成を効率化する。)	80
			経常収支比率の改善(経常収支比率の目標を85%~90%とする。)	81
			起債借入れの見直し	82
			財政健全化計画の策定	83
			新地方公会計制度の導入(バランスシートや行政コスト計算書などを策定し、企業会計方式の導入を検討する)	84
		自主財源の確保	市の媒体(広報、ホームページ、CATVなど)への企業広告掲載	85
			受益者負担の適正化	86
			企業誘致による税収の確保	87
			地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	88
			市税、公共料金等の収納強化	89
			市有地・施設の貸与・売却	90
			無料駐車場の運営見直し(有料化)(再掲)	91
		庁舎管理経費の削減	公用車の効率的な管理(公用車配置計画を策定し、効率的に管理する。)	92
			経常経費(光熱水費等)の削減	93
			不用物品の有効活用(不用物品リストを作成し、有効活用を図る。)	94
			施設管理にかかる業務委託の見直し(清掃、樹木剪定等)	95
			本庁総合支所等入札の一本化(本庁、支所、施設の保守点検業務の入札を一本化する。)	96
		公営企業・特別会計等の健全化	下水道の接続促進	97
企業会計の財政健全化計画の策定	98			
国民健康保険特別会計の財政健全化の推進	99			
行政の担うべき役割の明確化	事務事業の見直し	事務事業の再編・整理、廃止・統合	監査の強化	100

(100番の取り組み「監査の強化」は監査委員事務局の取扱となることから、最終番号としています。)

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
1	市が関与する必要性などを判断する基準を策定	事務事業の必要性、優先度、行政関与の妥当性、実施主体の妥当性などを客観的に判断する基準を策定したうえ、「集中と選択」による事業を展開する必要がある。	事務事業評価を実施する中で公的関与の基準を正確に把握し、民営化できる事務事業などの特定をしていく。	行政経営課	計画 実績	【達成】 毎年度決算終了後に事務事業評価を実施する制度を構築した。事務事業評価を実施するにあたり、公的関与を正確に把握するための項目を設け、アウトソーシングの適否判断を行なっている。今後は、アウトソーシング可能と判断された事業から実行に移していく。	
2	補助金等の合理化	平成19年度当初予算において、補助金等に係る事業が226件で総額14億600万円(予算全体の4.6%)を計上している。合併後も総合支所間で補助金等にバラツキがあり、補助制度が統一されていないものがある。	(仮称)補助金等合理化委員会等を設置し、個別の地域にしかない補助金は統廃合を基本に、事務事業評価の実施に併せて合理化する。	行政経営課	計画 実績	団体補助金の見直しを図るため、「補助金等合理化委員会」で検証する。補助金見直し最終年度として、委員会より全補助金の答申及び取りまとめを行なう。 H21.11月からの6回に亘り補助金等合理化委員会を開催した。52件の団体補助金がある中で、特に個別検証が必要とされた16団体を選定して審査した。H22.2月「坂井市補助金等合理化に関する提言書」が市長に答申された。	内部検証と補助金等合理化委員会からの提言を踏まえ、「坂井市補助金等交付基準」を策定し、すべての補助金について、目的、対象事業、対象経費、補助率や根拠等を整理する。有効で適正な補助金制度となるよう整備する。
3	長期継続契約の活用(一年契約が基本であったリースや定型業務委託について、費用低減のため認められた長期継続契約制度を活用する)	リース契約においては、これまで地方自治法の関係から一年ごとに契約をしていたが、リース期間満了するまでの契約とすべきで、今回地方自治法の改正により長期継続契約が可能となった。また、施設の電気保安や保守点検などの定型的業務についても長期継続契約が可能となり、業務委託経費の縮減と事務の省力化を図ることが必要である。	毎年度契約を見直し、可能な限り複数年契約を実施し業務の効率化を図る。	監理課	計画 実績	【達成】 平成19年度に単年度契約から複数年契約する長期継続契約へ移行し、一定の効果が得られた。電気保安業務など、全庁的に共通する契約については監理課でとりまとめ、各施設などについては、個々に契約を実施。今後も、長期継続契約の制度推進を図るとともに、引き続き、更新時に同制度を導入していく。	
4	保育所、幼稚園の一元化	少子化に伴い幼稚園によっては定員割れするなど、入園者の確保が困難になってきている。一方で、女性の社会進出や夫婦共稼ぎが増え、要保育児童数は増加しており、幼稚園と保育所の運営の合理化と利用者の立場から幼保一元化が必要となっている。このような状況の中、平成18年度新制度として幼稚園と保育所の両機能を併せ持つ「認定こども園」がスタートしている。	「幼児教育・保育検討委員会」による方針決定後、平成22年度より取り組む。	児童家庭課 子育て支援室	計画 実績	H23年度より幼保園としてスタートさせるため、カリキュラム、施設改修プラン、募集要項など、事前準備を教育委員会、児童家庭課で進めていく。PT(プロジェクトチーム)を設置する。 PTを設置しH24.4月からの一元化を目指すことを決定した。幼児教育指針、幼保園運営方針、人的配置、費用対効果、地区別統廃合について今後検討が必要とされた。	幼保一元化を推進するため、幼児教育指針・幼保園運営方針の策定、対象幼保園の改修プラン・募集要項の作成、幼保・小連携協議会の設置、保護者説明会の開催に取り組む。
5	病気、病後の幼児保育をする制度を整備	核家族化、夫婦共働きが増える中、風邪やおたふくなどの感染症や発熱、下痢等に患っている病児を、預る施設・体制の整備が急務となっている。	自治区毎に一箇所対応できる病院を速やかに設置する。	児童家庭課	計画 実績	引き続き民間病院へ病児デイケア委託すると共に、各自治区一箇所の病児デイケア施設の設置に取り組む。新たに民間保育園へ体調不良児対応型事業を推進する。 体調不良児対応事業として、民間保育所(つぼみ保育所)に事業を委託した。また、病児・病後児保育施設として、つちだ小児科と協議を重ね、国に対して事前協議書を提出した。	病児・病後児保育所を増設(つちだ小児科)するとともに、体調不良児対応事業を継続していく。
6	土曜保育の効率化(保育幼児が少ない土曜日の保育は、指定保育所で対応する)	土曜日の半日・一日保育のニーズがあるなか、一方では土曜日休みの保護者が増加しており、土曜日の保育児童数が減少している。平成19年度、三国地区では全保育所で土曜半日保育を実施しているが、利用率が低く非効率的であるうえ、児童も寂しい思いをしている。春江は合併前から、坂井は平成18年度より、丸岡は平成19年度より土曜半日、一日保育を拠点園で実施しており、土曜保育の効率化に向けて統一する必要がある。	平成20年度より全園において拠点園による土曜保育を実施する。	児童家庭課	計画 実績	【達成】 平成20年度に市内数箇所に拠点園を設け土曜保育を実施した。経費削減に加え、職員の勤務ローテーションに幅がもたされるなど、一定の効果が得られ、かつ定着化した。	
7	投票区の見直し(選挙の投票区を公民館または小学校区単位で見直す)	33ある投票区について有権者数等で見ると、投票区毎に不均衡で、一定の基準に基づき、地理的条件などを配慮したうえで、不均衡を是正することが必要である。	平成22年度の市長・市議会議員選挙の終了後、7月に予定されている参議院議員通常選挙から投票区の統廃合を実施する。	総務課 (選挙管理委員会)	計画 実績	「投票区等検討委員会」の答申を受け、選挙管理委員会の投票区見直し案を策定し、パブリックコメントを実施したうえで投票区を最終決定する。 パブリックコメントを経て、選挙管理委員会の委員による協議を行った。通常選挙の投票所は5ヶ所削減、農業委員会委員選挙は6ヶ所削減、海区漁業調整委員会委員選挙の3ヶ所削減されることが決まった。	7月執行の参議院議員通常選挙から、見直し後の投票区による選挙を実施する。それに伴い、住民に対し周知を図る。
8	祭り・イベントの見直し	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。	観光課 教育委員会 文化課	計画 実績 計画 実績	【さくらまつり、三国花火、三国祭り】 祭、イベント事務局移行を民間主導型に導くため、イベント事業の洗出、聞取調査を実施し、あわせて市職員が関与していく範囲を模索し明確にしていく。 3つのイベントを実行委員会形式で実施しているが、職員不在の方法では実施不可能と判断した。 【文化祭】 本年度は各支部単位での開催とするが、H22年度からの総合文化祭に向け進めていく。 総合文化祭に向け坂井市文化協議会と協議を重ねてきた。効率性など一定の必要性は理解していただいたが、長い過去の歴史を重んじたいという意識が、阻害要因となり継続協議となった。	合併5年目として、市の一体性の醸成や地域コミュニティの強化に繋がるよう、地域住民による祭りイベントへシフトチェンジしていく。 総合文化祭に向け、協議を重ねながら理解が得られるよう働きかける。部分的・段階的に援助を減らしていく。

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
8	祭り・イベントの見直し	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治区が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなものの企画が必要である。	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。	教育委員会生涯学習スポーツ課 (生涯学習関係)	計画	【公民館まつり】 公民館講座発表の場を確保した上で、公民館単独の開催からまちづくり協議会と連携・共催という形で実施するよう働きかけていく。	引き続き、公民館主催からまち協(民間)主催になるよう推進する。
					実績	公民館まつりにおいて、公民館主導からまち協主導による実施について働きかけを行った。結果、まち協主催が増えてきた。実行委員会形式を含め概ね民間主導になってきている。	
				教育委員会生涯学習スポーツ課 (スポーツ関係)	計画	【スポーツ祭など】 年度当初に市が事務局となっている古城マラソン大会、市民スポーツ祭の事務局を(財)坂井市体育協会へ移行した。実施に向けノウハウを支援していく。	【達成】 市が事務局を担っていたマラソン大会、市民スポーツ祭、スポーツ少年団、地区体協を坂井市体育協会に移管できた。今後、市と連携しながら事業を実施していく。
					実績	(財)坂井市体育協会へ古城マラソン大会及び市民スポーツ祭等の事務局を移管し支援した。	
				春江総合支所地域振興課	計画	【春江自治区体育祭】 自治会長を対象にアンケートを実施し、「中止」とする意見が多数を占めたことから中止とした。	【方針転換】 合併後に再開した春江自治区体育祭であるが、H21年度より開催中止へと方針転換した。
					実績		
				坂井総合支所地域振興課	計画	【さかい夏まつり】 H22の事務局移管を目指し、実行委員会をサポートする。昨年以上のスタッフ増(昨年は13名)を目指し、広報等で周知するとともに組織の充実を図っていく。	H23年度で実行委員会完全実施に向けて組織作りを行う。
					実績	H22年度に実行委員会へ完全移行する準備期間として、組織部門を充実しイベント・かがし・会場設営・総務部門の4部門に分割し、実行委員数35名で企画及び運営等を行った。	
9	公民館を地域行政の拠点として活用	合併により市の行政区域が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティーは、ますます重要となってきた。このような中、公民館を社会教育施設として生涯学習活動の場としてだけでなく、地域コミュニティー活動の拠点としても活用することが求められている。	平成20年度より試行期間を持ちながら公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。	まちづくり推進課	計画	【達成】	
					実績	目標としていた市内23地区すべてにおいて、公民館を活動の拠点としたまちづくり協議会が設置された。	
				教育委員会生涯学習スポーツ課	計画	今後は、まちづくり基本条例の制定促進(まちづくり活動への支援・助成制度の確立)に向け取り組んでいく。	
					実績		
10	文化財保護等の文化行政事務の充実	市内全域に貴重な歴史的な文化遺産が多数あり、それらを守り、継承していくとともに、新たな文化の掘り起しが必要となっている。また現在、開発行為に係る埋蔵文化財についての調査基準がなく、個別にて対応しているが市としての基準を早急に策定しなければならない。	文化財保護に関する基準策定後、平成21年度より取り組む。	教育委員会文化課	計画	【方針転換】 これまで市単独で文化財保護に関する調査基準を策定することを目指していたが、検討の結果、県の規定を上回るような市独自の規定は必要無いと判断した。	
					実績	第三者による審議会においても同様の意見とされたことから、当面、県基準を用いることとする。今後は、市民にわかりやすい保護制度の確立を目指していく。	
11	福祉バスの運行の見直し	福祉バスの運行は、丸岡・春江・坂井町で旧町毎のエリアで運行され、市内全域をカバーしていない。また、丸岡・春江・坂井町が実施していた経緯も、もともと高齢者の福祉施設への送迎していたサービス事業を福祉バスへと移行したことから、現在の利用も高齢者等に限定されており、乗車率が低く、コミュニティーバスとして利用拡大することが必要である。	公共交通計画策定後、試行運転期間を経て平成21年度よりコミュニティーバスとして実施する。	社会福祉課	計画	【達成】 平成20年8月をもって福祉バス路線の運行形態を残しつつ、コミュニティーバスへ統合した。(福祉バスとしての運行は廃止)旧町間で運行していたバスが一本化された。	
					実績		
12	通学支援対策の統一化(スクールバス運行の見直し)	学校通学の支援体制については、旧町ごとにスクールバスや公共交通機関での通学援助、バス委託に係る支援などそれぞれ対応が異なり保護者負担に格差がある状況である。一刻も早く統一的な体制を整備することが必要である。	通学支援の基準策定後、平成20年度より支援を統一する。	教育委員会学校教育課	計画	【達成】 平成20年9月に市内小中学校に通学する児童・生徒に統一した通学支援、スクールバス運行を実施した。また、公共交通機関等を利用する児童・生徒に対して補助制度を策定し、通学支援の統一化が達成できた。	
					実績		

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
13	市営住宅建設事業の見直し	市では市内の住宅事情に留意しつつ、低額所得者の住宅不足を緩和するための対策として市営住宅の供給事業を行っているが、改良住宅などで老朽化が進み、改築するには多額の費用が必要となる。老朽化した住宅は入居者募集を凍結するなど、順次縮小廃止し、低額所得者のために民間施設（アパート、マンション等）を活用した家賃補助などを視野に検討する。	住宅マスタープランに基づき、短期的には住宅の適切な改善・管理・運営に努め、中長期的にはH23年の域住宅計画において指定管理者制度や民間への家賃補助等新たな制度を検討し、導入していく。	建築住宅課	計画	住宅マスタープラン及び地域住宅計画に基づき、順次市営住宅を改善し管理運営する。	住宅マスタープラン及び地域住宅計画に基づき、順次市営住宅を改善し管理運営する。次期地域住宅計画策定するにあたり、民間活力の導入について検討する。
14	体育施設等の公共施設統廃合の推進	公民館、図書館などの社会教育施設、保育所、児童館などの児童福祉施設は類似団体と比較して施設の数が多く、統廃合を推進し公共施設を合理化しなければならない。また、体育施設には、老朽化したものが多く、維持管理コストの増大はもとより、大規模修繕・改築等の必要が懸念される。	一元的な公共施設管理台帳(データベース化)を整備し、施設白書として住民に公表し、住民とともに施設のあり方(統廃合、民営化、転用、建替、再生、売却等)の方向性を見出し、住民サービスの維持とコストの削減を図る	行政経営課	計画	公共施設の適正な管理及び効率的な運用を図るため施設情報をデータ整備し、今後のあり方を検討する。	施設における現状の課題を洗い出し公共施設の有効活用について整理する。分析結果を職員や議員、市民代表者などで情報を共有化し、勉強会を開催して見直しの方向性を見出しH22年度末に報告書としてまとめ上げる。
				教育委員会生涯学習スポーツ課(生涯学習関係)	計画	引き続き、公民館管理運営の移管先となるまちづくり協議会が自立した運営ができるよう支援していく。まち協自立の状況を見て、公民館移管を検討していく。	まちづくり協議会により温度差があるため公民館の運営を移管するにはまだ時間がかかると考えている。
				教育委員会生涯学習スポーツ課(スポーツ関係)	計画	施設の整理合理化に向け、利用者数・修繕費の推移、施設の老朽化等を考慮し統廃合を検討していく。老朽化が著しい春江50mプールを廃止する。	費用対効果の検証の結果、長畝プールを廃止する方向で進めていく。
				教育委員会生涯学習スポーツ課(スポーツ関係)	実績	老朽化が著しい春江50mプールを廃止した。長畝プールのろ過機が故障したことから、費用対効果を考慮し存続又は廃止について検討した。	
15	IP電話を活用した電話交換業務の見直し	合併に伴いIP電話を導入したが、本庁2名、総合支所3名の電話交換手を設置しており、高価なシステムにおける技術的な有効活用がなされていない。	平成20年度に各総合支所の電話交換手をなくし、本庁電話交換手1名とし支所電話交換手を3名削減する。	監理課	計画	IP電話保守点検業務契約の見直し(点検回数の削減)を引き続き検討し実施する。(支所の電話交換手3名は削減済み)	庁舎の使用状況及び電話機の更新状況をみながら保守点検回数の削減について検討する。
16・91	無料駐車場の運営見直し(有料化)	市内全域において小規模市営無料駐車場が多数存在し、維持管理に係るコスト低減と財源確保のため、地元売却、貸与するなどの方策が必要である。また、有料駐車場で有人により管理しているものは、費用対効果を検証しながら、無人化することが必要である。	平成19年度中に全駐車場についてその方向性を出し、平成20年度より実施する。	監理課	計画	①三国駅南駐車場⇒地元本町商店会との協議が成立したため、条例を廃止し貸付する。②新保中央駐車場⇒新保自治会への貸付協議を進める。	新保中央駐車場について、新保自治会への貸付協議を継続して実施する。
17・44	公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)	市内全域に小規模公園が多数存在しているが、地域にある小規模公園や地元へ帰属しているような公園は、地域住民が利用するものであり、地元で維持管理してもらうことが望ましい。	平成19年度より3年以内に地元管理へ移行する。	都市計画課	計画	引き続き地元自治会の協力を呼びかけ、協定の締結促進に努める。	引き続き地元自治会の協力を呼びかけ、協定の締結促進に努める。
18	公共下水道事業の処理ルート見直し	公共下水道は国の認可を受け実施する事業で、合併に伴う変更認可申請は関係機関との整合を図る必要があることから平成22年度に行う予定である。それまでの間は旧町の区域を各整備区域とし、隣町の地区を通して県の流域下水道マンホール(接続点)等に接続することは原則認められていない。このため新規地区の着手にあたり、現計画のまま実施すれば割高な事業となる場合がある。	事業認可内容の精査により、建設・維持管理コストの軽減を図る。	上下水道部整備課	計画	田島窪地区(11戸)の汚水を効率的に処理するため、旧町間にまたがる処理ルートを変更し、隣接する一本田福所へ流入させる。	今井地区(25戸)の汚水を効率的に処理するため、旧町間にまたがる処理ルートを変更し、隣接する三国町野中地区へ流入させる。
				実績	田島窪地区(11戸)の汚水を丸岡第1処理分区へ流入させるため整備した。工事費及びポンプ等維持管理費の削減が図れた。		
19	公共施設及び設備の質の平準化	今後10年間に小中学校の耐震化による改築、改修を計画している中で、施設の外観は年々新新となり、設備も充実するなど、結果として工事請負費が高騰することに繋がっている。これからの小中学校や公共施設の整備に当たっては、外観にとらわれることなく、機能面だけを追求した施設及び設備の整備が必要である。	小中学校耐震化等による施設の改築、改修において機能面を重視した内容とする。	教育委員会教育施設整備課	計画	雄島、長畝、三国西、大関小学校の屋内運動場の耐震補強工事を実施し、三国南、春江の耐震計画・実施設計、坂井中の耐震計画・基本設計を策定する。	【方針転換】 合併時の建設計画では改築等の学校整備が予定されていたことから、外観にとらわれない機能充実型で整備するよう改革の目標を掲げた。しかし、厳しい財政的理由から、改築から改修へと変更となり、小・中学校の耐震補強改修へと方針転換した。耐震診断の結果、強度の低いものから優先的に補強し、H27年度までに完了させる予定。
実績	雄島小、長畝小、三国西小、大関小の屋内運動場、春江小の校舎の耐震補強工事を実施した。三国南小、春江小の耐震計画を策定した。坂井中の基本設計を完了した。						

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
20	公共工事における入札の透明性の向上	公共工事の入札及び契約について、透明性の確保とこれを請け負う業者の健全な発達を図らなければならない。	平成19年度中に入札制度を見直し公共工事に係る入札の透明性を確保する。	監理課	計画 実績	【達成】 入札の透明性を図るため平成19年度と平成20年度に一般競争入札の採用額をそれぞれ減額した。また、県が開発した電子入札システムの導入することとし、さらなる透明性の向上を図っていく。今後は、電子入札の運用を開始していく。	
21	各種届出・申請の電子化の推進	合併により行政区域が広域となり、市民の利便性の向上を図るため、インターネットを活用した各種届出・申請の電子化を推進することが必要である。	平成19年度より24時間365日申請受付できるサービスを順次提供する。	企画情報課	計画 実績	電子申請メニューは増やしているものの、利用が伸びていない。手続きの簡素化を研究するとともに、利用してもらえない原因を分析しながら利用促進を目指していく。 HPや市広報を通じて利用促進を随時周知したがなかなか増加に繋がっていない。登録件数H21=138件 H20=117件 申請件数H21=300件 H20=236件 ダウンロード H21=610件 H20=702件	イベント・講座等の生活に密着している簡易な手続きを増やししながら、事務の電子化を推進し、市民に対して利用促進を図っていく。
22	公共施設利用手続きの簡素化（公共施設予約システムの導入）	公共施設の予約は、総合支所・施設毎に行っており、利用する際の予約や問合せ先が分かりにくい。体育施設の利用にあたっては、月一回の抽選会を経て利用申請書を毎月提出しなければならないが手続きが煩雑である。また、施設の空き状況を確認するには電話での問い合わせしかなく、インターネットや携帯電話が普及する中で、施設情報サービスの充実が求められている。	平成20年度より予約状況について情報提供し、順次24時間申請受付できるサービスを実施する。	企画情報課 教育委員会生涯学習スポーツ課	計画 実績 計画 実績	スポーツ施設など人気のある施設について、月1回実施している抽選会を電子予約出来るよう所管課と協議を進めていく。 体育施設の施設予約サービスについて所管課と検討を重ねてきたが、運用・管理の調整がつかず実施にいたらなかった。 予約サービスの開始を目指し、使用区分や団体・個人の区別、抽選方法等について細部の検討を行い、早急に運用できるよう対応していく。 懸案事項である人気施設に関する対処方法等の解決策が見出せないため、引き続き指定管理者と検討していく。	スポーツ施設などは若者の利用が多く、現在行っている抽選会を電子予約出来るよう再度所管課と協議を進めていく。 前年度からの懸案事項に関して、指定管理者と連携し再度見直しを行いH23年度からの実施を目指す。
23	事務事業マニュアルの整備（事務手順書の整備）	合併時に調整した本庁と総合支所の事務について、実務と異なるものや指示系統が不十分な部分があり、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に作成した事務手順書を再確認し、効率的な事務体制を確立しなければならない。また、担当者不在の場合でも事務手順書を活用し、問い合わせに対応できるよう事務の連携を図る。	毎年度、事務事業現況調査及び事務手順書を適宜修正し事務の効率化を図る。	行政経営課	計画 実績	H19年度に各所管で整備した事務事業現況調査及び事務手順書に従い業務を遂行し、業務改善等の変更状況に応じて適宜修正するよう周知する。 H21年度から本格実施とした事務事業評価の中で事務の手順を明確化させるシステムを構築した。	【達成】 (制度構築) 事務事業評価のシートにおいて、「活動の手順」の項目を新たに追加し、事務事業の事務手順を記載することとした。今後は、事務事業評価と合わせて事業の実態に合致した事務手順を適時修正し活用していく。
24 ・ 43	公の施設の地元移譲（町内公民館・集会所施設の地元移譲や委託する）	丸岡地区の新九頭竜町内公民館、北町町内公民館、霞町内公民館、たつみ町内公民館、北部集会所、東部集会所、西瓜屋ふれあい会館、城北地区ふれあい会館、表児の米研修会館（地区集会所施設9施設）及び管轄する地区が小規模な公民館について、施設利用者が地元住民に特定されており、地区の集会所施設との公平性の観点から、地元は無償譲与していくことが望ましい。	平成19年度より地元説明会を開き、理解を得ながら平成20年度より順次無償譲渡する。	教育委員会生涯学習スポーツ課	計画 実績	西瓜屋会館、表児の米研修会館の所有権を地元地縁団体へ移転する。たつみ公民館は地縁団体の設立、移転を目指す。残り4館は地元との協議を進める。 西瓜屋会館、表児の米研修会館の譲渡契約を締結し登記が完了。たつみ公民館は地縁団体設立に向け話し合ってきたが、設立には至らなかった。譲渡済4件 協議中1件 困難案件4件	継続してたつみ公民館の地縁団体支援を行い無償譲渡を目指す。困難案件4件については、火災保険料・大規模修繕を含め地元と協議していく。
25	指定管理者制度の推進	地方自治法の改正により、公の施設の管理運営については指定管理者制度が導入され、18年9月現在、25施設で指定管理者に管理運営を行っている。選定にあたっては、合併直後で準備期間が無かったことから、23の施設が公募によらず、直接選定により、市の第三セクターである財団等に指定をしたが、指定期間が20年3月で終了するにあたり、一般公募を前提に導入を図る。また、更新と同時に、新たな施設についても導入を検討する。	指定管理者導入可能な施設についての積極的導入と導入済施設のモニタリングを実施する。	行政経営課 教育委員会生涯学習スポーツ課	計画 実績 計画 実績	新たに導入可能な児童館、市営住宅、図書館の導入を検討する。次期更新に向け、履行保証保険制度について研究する。 指定管理者導入可能な施設「児童館」「市営住宅」「図書館」について調査ヒアリングを実施。現状と問題点を整理し導入可能性を検討した結果、現時点での導入は見送った。 【達成】 平成20、21年度に、市内体育施設において、民営化可能な施設、全てに指定管理者を導入した。今後は、利用者の満足度が図れるよう指定管理者を指導していくとともに、引き続き更新時に同制度を導入していく。	指定管理者評価指針を策定し評価結果を次期指定管理者の選考に反映させる。H22年度をもって、5区分15施設の指定期間が満了するためH23年度以降の指定管理者を募集する。

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
26	PFIの導入(民間資金等を活用した公共工事の導入を検討する)	老朽化、耐震性のない小中学校においては、今後10年間で改築、改修する予定で、一時的に莫大な整備費が必要となる。 また、平成18年に開校の丸岡南中学校や平成19年に開校の春江東小学校・幼稚園と築40年以上経過した学校とでは教育環境に差があるため、一刻も早く同じ教育環境水準とするよう市民から求められている。	今後の学校施設整備においてPFI導入の可能性調査し、財政効果を明確にした上で実施する。	企画情報課 教育委員会 教育施設整備課	計画 実績 計画 実績	【方針転換】 小・中学校整備(改築・改修・耐震化)においてPFIを導入し整備することを目指したが、一定のVFM(バリュー・フォー・マネー:建設に伴う経費削減)の効果が得らると判明されたものの、一時的に財政資金(市一般財源)を投入しなければならないことから、毎年度、耐力度の度合いに応じて中期的(H27年度まで)に整備するよう方針転換した。	
27	学校給食の提供方式の合理化	学校給食について、三国、春江、坂井地区の小中学校は給食センター方式、丸岡地区の小学校は自校方式、中学校は民間委託にて給食を提供しており、その提供方法が異なっている。 また、春江、坂井地区の小中学校に提供している春江・坂井給食センターは築30年が経過しており、施設の増改築が必要とされている。 そこで、学校給食のあり方全般について、給食提供の方向性を明らかにし、その中で、施設の整備について方針を立てることが必要である。	検討委員会より提出された学校給食基本方針に基づき、順次提供する。	教育委員会 学校教育課	計画 実績	鳴鹿小がH22年度にクックチル方式移行にすることから本年度中に民間移行の準備を進める。H24年度開始予定の高椋小、坂井中についてプロポーザルを実施する。 H22年度に鳴鹿小給食を民間クックチル方式に移行した。しかし、H21.11月に民間委託計画の中止を求める陳情書が議会へ提出され、再度、給食方式の方針について課題が残った。	見直しを含め再検討という状況において、市としての方針を再度検討し、給食センターや校舎の施設整備計画とも連動させた計画を立て直す。
28	保育所給食の提供方式の見直し	保育所給食について、丸岡、春江、坂井地区は保育所に調理室を設置し提供しているが、三国地区は三国学校給食センターより外部搬入しており、その提供方法が異なっている。	平成21年度より保育所給食の基本方針に基づいた給食提供を実施する。	児童家庭課	計画 実績	【達成】 保育所給食は本来、外部搬入が出来ないとされていたが、「坂井すこやか給食特区」の認定を受け、三国地区は給食センターで調理されたものが搬入可能となった。その他地区はこれまでどおりの自園式による提供として継続する。	
29	保育所の民営化の推進	国の三位一体改革で、平成16年度より公立保育所の運営等に対する国庫負担金が普通交付税へ転換となり、近年における国の交付税予算が減少しているなかで、これまで負担金として支援されていた額より少ない。一方、私立保育所については、国庫負担金が従来どおり継続して交付されており、公立と私立で国庫の支援に差が生じている。歳出では、保育所を運営するにあたり公立、私立をコスト比較すると、人件費や施設の維持管理経費等で差が歴然で、市から私立保育所へ運営補助金を出した方が市の負担が約4割軽減される。また、類似団体と比較して市立保育所の設置数が2倍以上となっており、併せて職員数も突出して多い状況である。	民営化の方針決定後、平成22年度より順次民営化に移行する。	児童家庭課 子育て支援室	計画 実績	6箇所の民営化移行が決定し、本年度は三国中央保育所と三国南保育所の統合民営化を進める。保護者説明、運営業者選定委員会を設置し事務を進めていく。 公立保育所の民営化移管計画を策定し、次年度以降の実施に向け準備をした。幼保一元化と合わせH24年度から順次民営化を目指していく。	H24年度に三国南保育所と三国中央保育所の統合民営化及びハケ幼稚園の民営化に向け取り組む。あわせて地元区長、地権者、保護者説明会を実施する。
30	園児バス運行の民間委託の推進	保育所園児バスの運転業務について、三国地区は民間委託(車両は市所有)、丸岡、春江、坂井地区は臨時職員で対応しており、その運営方法が異なっている。 また、臨時職員の場合、運転手1人が休むと代替補充が困難となっている。	運転業務の統一を図り、平成20年度より民間委託とする。	児童家庭課	計画 実績	【達成】 平成20年度に運転業務の統一化及び費用対効果の観点より三国、春江、坂井地区を民営化、丸岡地区は廃止とした。	
31	行政チャンネル放送番組制作に市民ボランティアを活用する	行政チャンネル放送番組については、職員が企画、構成、取材、編集、放送依頼まで行っており、撮影や放送に伴う機器等に特殊な技術や知識が必要とされ、放送製作を全面委託する方が効率的である。 また、平成23年の地上デジタル放送移行に伴い、ハイビジョン放送の対応が予想されることから機器の更新が必要となり、費用負担が懸念される。	番組制作の部分的作業について、市民ボランティアを募集し、その活用を図る。	秘書広報課	計画 実績	行政チャンネル地デジ化に向け送受信設備の整備に本格的に着手する。H21.12月放開始送予定。 地デジ化について、H22年3月1日から放送を開始した。	【方針転換・達成】 H20年5月の市広報紙で市民ボランティアを募集し、ボランティア団体など各方面に働きかけたが、問い合わせも、応募もなかったため、新たな課題である、行政チャンネル地デジ化に向け取り組んだ。送受信設備の整備に着手し、H21年度に完了した。
32	水道開閉栓業務にかかる民間委託の推進	開閉栓業務は、三国地区は臨時職員、丸岡地区は民間委託、春江、坂井地区は職員で対応しており、事務の効率の観点から民間委託を図る。	平成19年度より開閉栓業務を全面民間委託する。	上下水道部 総務経理課	計画 実績	【達成】 三国、丸岡、春江地区において、業務の民間委託を実施し目標を達成した。坂井地区においては、開閉栓件数が少ないことから費用対効果を考慮し職員対応とした。	
33	地域水田農業推進協議会等の一本化及び農業協同組合への事務移譲	毎年度見直しされる経営安定対策及び需給調整システムの中で、地域水田農業推進協議会や事務連絡会の事務局が市役所とJAとの合同で行っているが、JAに移管した方がスピーディーで効率的な運営が可能となる。	3年間の移行準備期間を経た後、平成22年度を事務引継ぎ期間とし、23年度よりJAへ移行する。	農林水産課	計画 実績	生産調整に係る事務を市職員とJA職員が共同で実施しながらJA移行の準備する。事務局の位置、協議会機構等の再編についての準備を行なう。 政権交代により農業政策が不透明な状況となり、協議会機構等の再編についてJAとの協議を一時保留とした。	事務局移管について継続して協議していく。政権交代によりJAが需給調整において果たす役割が不透明となっている現在、職員の派遣、協議会の会長職についてあわせて協議していく。

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
34	財団法人文化振興事業団の合併の推進（出資法人の合併）	文化の振興を目的に市が出資している事業団3法人（三国町文化振興事業団、丸岡町文化振興事業団、春江文化振興事業団）は、業務内容が類似しており効率化を図るため合併が必要である。	平成20年度に三国、春江が先行合併し、順次丸岡も合併を進める。	教育委員会文化課	計画	【H20年度 三国と春江が合併し坂井市文化振興事業団となる】 H25年度の公益法人移行期限に向け、丸岡文化振興事業団理事会等の協議を踏まえ、坂井市文化振興事業団への合併を進めていく。	両文化振興事業団の事業内容が異なることから合併については難しい面はあるが、両事業団と協議をして結論を出していく。
					実績	事業内容が大きく異なることから、坂井市文化振興事業団と丸岡町文化振興事業団との合併に向けた協議が思うように進まなかった。	
35	財団法人農業公社の合併の推進（出資法人の合併）	農業の振興を目的に市が出資している事業団2法人（春江町農業公社、坂井町農業公社）は、請負業務と幹旋業務において多少の違いがあるものの、担い手に農地を幹旋し有効活用する業務は同じであることから効率化を図るため合併が必要である。	平成21年度までに調整し、平成22年度に合併する。	農林水産課	計画	春江・坂井農業公社の合併から両公社廃止へ方針転換する。農業公社に変わる農作業の幹旋業務を扱う地域サポートセンターの設置に向け検討会を開催する。	新制度に対処できるよう基本方針と具体的スケジュールを策定する。H23年度までに市・公社・JAでの体制を確立させる。
					実績	H22.2月に坂井市農業地域サポートセンターを設立した。しかし、新たに制度化された円滑化事業では、受け皿にはなりえない事となり、その対応策を検討した。	
36	事務事業評価（計画→実施→評価→改善）の導入	市民にわかりやすく、効果的・効率的な行政運営を目指すためのシステムとして、「Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)」といったマネジメントサイクルに基づいた行政評価システムの導入が必要である。	事務事業評価を実施し、市の業務を見直し、その状況を分かりやすく市民に公表する。（事務事業評価制度をシステム化させる）	行政経営課	計画	【達成】 平成19年度、全ての事務事業評価に着手し、さらに平成20年度、本庁・支所の事務事業評価を整理し、評価項目を目的体系化させ、目標とした事務事業評価制度を導入した。引き続き、定着化及び上位評価となる施策評価へ取り組んでいく。	
					実績		
37	NPO、ボランティア団体等の育成・支援	ボランティア団体やNPO法人などの活動について、一括した登録制度や相互のネットワークが整っていないため、個別的活動となっている。また、市民がボランティア団体やNPO法人などと協力して何かをやりたくても、相談窓口が整備されておらず、どこに依頼すればいいのかわからない。	ボランティア・NPO団体等の設立、活動状況等を調査し、市ホームページ等に掲載することにより、市民への情報発信及び活動参加を推進する。	まちづくり推進課(H19企画課)	計画	NPO法人設立認証申請(県からの照会)に係る意見を集約する。市民活動団体の実態を調査する。	NPO法人設立認証申請(県からの照会)に係る意見を集約する。市民活動団体の実態を精査し、掌握する部署ごとの体系化と連携網を整理する。
					実績	NPO法人設立認証申請(県からの照会)に係る意見1件を回答。NPO法人が企画する市民講座への支援を実施した。	
38	観光ボランティア、語り部等の育成	これからの観光事業は、行政が行う観光宣伝事業と市民観光ボランティアガイドとが協力し、地域の紹介や地域づくりなど、地域の活性化に繋がるような観光事業が必要である。	平成19年度より観光ボランティア・語り部に働きかけながら観光事業を展開する。	観光課	計画	ボランティアガイドが高齢化する中で、観光連盟会員の協力を得ながら勧誘等の支援を行う。公的団体が実施する研修会へも積極的に参加を呼びかけ資質向上を図る。	これまでの広報紙やホームページでの周知に加え、観光連盟と連携し新たな手法を模索しながら観光ボランティアの増員に力を入れる。
					実績	観光連盟と連携し観光ボランティアガイドの増員に取り組んだが実績には結びつかなかった。	
				教育委員会文化課	計画	NPOボランティアガイドきたまえ三国(指定管理者)に対し、利用者アンケート、モニタリング調査等の結果を踏まえ指導育成にあたる。	月例報告や利用者のアンケート、モニタリング調査等を実施して指導育成にあたる。
					実績	NPO法人としての活動目的である観光ガイドを充分発揮させ、市と連携して観光事業にあたった。来訪者の方々へのサービス向上に繋げている。	
39	自主防災組織化の推進および育成・支援	近年豪雨などの自然災害に対して、行政のみで市内全域を対応することは困難で、災害発生時の初動対策作業は地域自主防災組織に頼らざるをえない状況であるが、行政と自主防災組織の役割や連携が明確にされていない。	自主防災の組織化を推進し、平成19年度より防災訓練を実施する。	総務課安全対策室	計画	災害対策基本法及び坂井市地域防災計画に基づき防災訓練を新保・浜四郷地区で実施する。消防と連携し自治会長を訪問し自主防災組織の結成推進を図る。	災害対策基本法及び坂井市地域防災計画に基づき防災訓練を春江町北部地区で実施する。消防と連携し希望地区において防災教室等を実施することにより自主防災組織の結成推進を図る。
					実績	市民参加型総合防災訓練を三国町西地区で実施。起震車体験等も行い、防災体制の確立、防災意識の普及を図った。消防と連携し自主防災組織の結成が遅い春江・坂井の自治会に講習会を実施した。	
40	自主防犯活動の推進	昨今、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現が強く求められ、行政、警察、地域住民による防犯の輪を広げることが必要とされている。	自主防犯の組織化を推進し、防犯隊と協力して防犯活動を実施する。	総務課安全対策室	計画	坂井市安全で安心なまちづくり推進会議を開催し本年度の取り組みを計画し実践する。引き続き防犯灯設置補助を実施するほか、市が直接中学校通学路に防犯灯を設置する。	坂井市安全で安心なまちづくり推進会議を開催し本年度の取り組みを計画し実践する。引き続き防犯灯設置補助を実施し、効果的な設置を推進する。
					実績	車上ねらい対策としてパチンコ店駐車場の現状を視察し防止策を検討した。防犯灯設置補助金は申請数150件、総額3,552千円を交付。中学校通学路を対象に防犯灯を293基を設置した。	
41	安心安全情報ネットワークシステムの活用（災害や防犯などに関する緊急情報をネット配信する）	昨今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められ、いち早く市民へ災害や防犯などの情報提供が必要がある。	安心安全情報ネットワークを活用したまちづくりを展開し市民に情報提供する	総務課安全対策室	計画	登録者の拡大を目指し、HP・広報紙を通じ防犯隊員を中心とした自主防犯組織等へグループ登録を積極的に働き掛ける。市民へ安全安心情報を迅速に提供する。	引き続き登録者を拡大し迅速な情報提供に努める。HP・広報紙を通じて防犯隊員を中心とした自主防犯組織等へグループ登録を積極的に働き掛ける。
					実績	利用者拡大を図るため各種団体へのPRIに努めた。不審者情報を始め行方不明者、振込詐欺、熊出没情報などの情報を提供した。情報提供回数44件	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
42	公民館運営の合理化	合併により市の行政区画が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティはますます重要となってきた。また、類似団体と比較して公民館の設置数が2倍以上となっており、併せて職員数も突出して多くなっている。これまでの、公民館を社会教育施設の機能だけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用し、管理運営も地域に任せることが望ましい。	平成20年度より公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。	まちづくり推進課	計画	公民館機能の一部を地域づくりと位置付けし、まちづくり協議会の運営及び活動を支援していく中で組織の基盤強化を図っていく。	公民館機能の一部を地域づくりと位置付けし、まちづくり協議会の運営及び活動を支援していく中で組織の基盤強化を図っていく。
					実績	まちづくり協議会の活動が本格的にスタートし、事業も多く活動も活発となり、拠点施設として位置付けている公民館について生涯学習課、公民館長との意見交換を行い意思統一を図った。	
				教育委員会生涯学習スポーツ課	計画	公民館管理運営の移管先となるまちづくり協議会が自立した運営ができるよう支援していく。まちづくり協議会が自立できるかどうか状況を見て、公民館移管を検討していく。	引き続き、公民館管理運営の移管先となるまちづくり協議会が自立した運営ができるよう支援していく。まちづくり協議会が自立できるかどうか状況を見て、公民館移管を検討していく。
					実績	まちづくり協議会が自立した運営ができるよう支援してきた。	
45	地域協議会との連携強化	自主的なまちづくり活動を促進するため、行政と地域協議会との連携体制が必要である。	地域協議会を設置し、平成19年度より本格的に行政と地域協議会とが連携した住民主体のまちづくりを実施する。	まちづくり推進課	計画	計画等の策定にあたり地域自治区に関する事項について地域協議会の意見を収集する。地域自治区事業、まちづくり推進について意見・提案をまとめる。	地域自治区運営に係る総合的な協議機関として、行政と住民を結び協働のまちづくりの推進を図る。本年は任期満了を迎えることとなるため、任期中の活動・意見をまとめ市長に報告する。
					実績	定期的に開催し、市が策定する諸計画・施策及び自治区に関わる独自事業について審議した。会議開催状況・・・三国7回、丸岡9回、春江7回、坂井8回	
46	まちづくり基本条例の制定促進（まちづくり活動への支援・助成制度の確立）	行政と市民が共に考え協力して、協働のまちづくりを進めるための指針が必要である。	自己解決型のまちづくりを推進するにあたり、その指針となるまちづくり基本条例を平成20年度までに策定する。	まちづくり推進課	計画	自治基本条例を考える市民会議を設置し、市民の意見を反映した「自治基本条例」をの制定を目指す。まちづくり協議会への財政支援(交付金)を継続する。	まちづくり基本条例を考える市民会議から提案された素案を基本に条例案を作成し、地域協議会や議会の意見を踏まえた後、パブリックコメントを経て、本年度中の条例制定を目指す。
					実績	まちづくり基本条例の制定に向け「市民会議」を設置し10人の委員によって条例素案の提言を受けた。同素案について地域協議会に諮り意見を聴取した。	
47	まちづくり協議会の設置促進	自主的なまちづくり活動を促進するため、公民館単位でのコミュニティ組織が必要である。	平成20年度までに全地区まちづくり協議会を設置し地域振興事業を展開する。	まちづくり推進課	計画	【達成】	
					実績	目標としていた市内23地区すべてにおいてまちづくり協議会が設置された。今後は、まちづくり基本条例の制定促進(まちづくり活動への支援・助成制度の確立)に向け取り組んでいく。	
48・57	職員の地域社会等（市民活動）への積極的な参加	協働のまちづくりを推し進める上で、市民と行政が良好なパートナーシップを構築するためには、市民にその役割を持たせるだけでなく、職員自らがその認識を持ち、能動的に行動し、社会活動に参加していくことが極めて重要である。	平成19年度より積極的に職員が社会活動に参加する。	職員課	計画	職員一人ひとりが地域社会の一員としての役割を果たすよう、各まちづくり協議会の活動への積極的な参加を促進する。	職員に地域社会の一員としての役割を果たさせるため、各まちづくり協議会の活動への積極的な参加を促進する。
					実績	職員一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、地域の活動に積極的に参加することを促した。	
				まちづくり推進課	計画	まちづくり協議会の活動状況や活動案内を全職員に周知し、地域住民の一員として、協働のまちづくりの浸透とまちづくり協議会活動への参画を推進する。	まちづくり協議会の活動状況や活動案内を全職員に周知し、地域住民の一員として、協働のまちづくりの浸透とまちづくり協議会活動への参画を推進する。
					実績	まちづくり協議会の活動日程や内容を周知するため全職員にPC掲示板にて周知した。まちづくり協議会の取り組みは、多岐・多種多様な分野に亘ることから、参画可能なものについて呼びかけた。	
49	情報公開の推進	公正で開かれた市政を実現するため、市が保有している情報を開示し、併せて市政への参加促進が必要である。	市民から信頼される市政運営するため積極的に情報開示する。	総務課	計画	各部署で作成した計画書等を各支所地域振興課に配備し、閲覧しやすい環境を整備する。公共施設の統廃合等の見直しに合わせ、空スペースを利用した情報センター等の設置を検討していく。	情報公開制度の適正な運用、請求から開示・不開示の決定までの日数を短期となるよう努力する。行政情報を積極的に提供し透明性の高い市政運営の実現と市民との協働によるまちづくりをさらに発展させる。
					実績	支所地域振興課に各種計画を整備した。情報公開請求件数は6件で、全部公開3件、一部公開が3件であった。個人情報開示請求は2件で、2件とも全部開示した。広報やHPなどで積極的な情報提供に努めた。	
				秘書広報課	計画	広報紙及びHPを通じて、予算・決算、職員給与、防災、まちづくり、総合計画など、行政情報を市民へ向けて積極的に提供する。	【達成】
					実績	広報・HPを通じて行政情報を市民に提供し、透明性の高い市政運営を図った。「わがまち便利帳」を作成し市の概要や情報公開に努めた。予算、財政、重点施策、行革、地域SNS、地デジ化など	(制度定着) 職員ひとり一人が常に市民に対して広報紙・HPなどで積極的に情報公開するという意識が定着できた。また、秘書広報課において、定期的にPC掲示板で広報紙原稿の締め切りをお知らせし、意識の高揚を図っている。

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
50	市長への手紙の実施	地方分権が進む中、市政への意見や要望など、市民の声を活かした行政運営が求められ、自治体の住民に対する説明責任と透明性の確保の観点から広報公聴機能の充実が必要である。	毎年度市長への手紙を実施し、市民の声を市政に反映させる。	秘書広報課	計画	広報紙、HP、CATV、市長の手紙を充実させ、積極的に市民へ情報提供していく。	【達成】 (制度構築) 市民の貴重なご意見を伺うため「市長への手紙」を毎年度9月～10月にかけて実施する。これまではご意見に対してHPを通じて回答していたが、H21年度より個人に対しても回答を行い、公聴制度として構築された。
51	インターネット広聴「市民の声（仮称）」	公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する市民の意見や要望などを聴き、市民本位の市政の推進を図らなければならない。	平成20年度より、市のホームページ上に「市民の声（仮称）」の投稿ページを設け、市制に対する建設的なご意見やご提案を受け、市制に反映させる。	秘書広報課	計画	HPに「ご意見・ご要望」の開設に向け、運用方法、庁内体制等を検討し準備する。	本年度計画しているHPのリニューアル化の中で「ご意見募集」コーナーを設け、自由意見、アンケート、パブリックコメントなど、新たなページ開設を目指す。
					実績	HP見直しに向けた検討チームを立ち上げ、リニューアル化の基本方針を策定し、広聴のあり方についても検討した。	
52	「出前講座（市長と語る会）」の実施	公正で開かれた市政を実現するため、現在の市が置かれている状況報告や施策の説明が必要不可欠である。	出前講座（市長と語る会）を実施し、市民への説明責任を確立する。	秘書広報課	計画	各種団体等からの要請に市長が直接出向き対話の場を持つ。意見や要望等は市政運営の参考とする。	【達成】 (制度構築) 市民との貴重な意見交換を行うため「市長と語る会(わがまち懇談会)」を毎年度実施する。各種団体などからの要望に応じて市長が出向くという制度が構築された。
					実績	新たに「わがまち懇談会」を開催し、全自治会長446名を対象として「市民に近い行政を目指して」をテーマに懇談会を実施した。(出席率51.8%) また、各種懇談会は要望に応じて随時開催した。	
53	パブリックコメント制度の導入（市の考え方に対して市民の意見を募集する）	地方分権が進む中、行政における施策・政策決定の過程において、市民が市政に参画する機会が少なく、市民にとっても市政に参画する意識が低い。	平成20年度よりパブリックコメント制度を確立し、企画立案段階からの市民の声を政策形成に反映させる。	秘書広報課	計画	平成19年に「パブリックコメントに関する要綱」を整備し、制度を確立させ、毎年、施策や計画等の重要案件に関してパブリックコメントを実施している。引き続き、新たな施策や計画等を構築する場合、当該制度を運用していく。	【達成】
					実績		
54	市民満足度調査の実施（市の取り組みに対して、市民の評価や意見等を調査する）	市民ニーズが多様化・高度化する中、現在の市民のニーズがどこにあるのかを的確に見極め、行政サービスを展開しなければならない。	平成20年度より市政運営に対して市民の目から見た満足度調査を実施する。	秘書広報課	計画	行政情報の媒体「広報紙」「ホームページ」「行政チャンネル」の満足度(アンケート)を12月に調査する。	【達成】 (制度構築) 行政情報媒体の市民満足度と質の向上を図るため「アンケート調査」を定期的(数年毎)に実施する。市民がどのような情報を求めているかを把握するためのアンケート調査制度が構築された。
					実績	行政情報の媒体「広報紙」「ホームページ」「行政チャンネル」の満足度を調査するため、アンケート調査を無作為抽出で1,050人に実施し公表した。回答率31.9%	
				企画情報課	計画	事務事業評価や施策評価の結果をもとに、インターネットを使った市民満足度調査を検討する。対象者・調査票・調査方法・公表等の一連の流れを構築する。	H23年度実施に向け、対象者・調査票・調査方法・集計・結果・公表等の調査に関する流れを構築する。
					実績	他市の市民満足度調査の実施状況と調査項目に対する研究を行った。HPのリニューアルに伴い、実用性について各関係部局と協議した。	
55	職員提案制度の実施	職員自らが問題意識を持って改善していくことが必要であり、さらに問題点を発掘する能力を高めることが重要である。	恒常的に起こる行政問題に対して、毎年度職員提案を実施し、市民サービスの向上を目指した事務改善を行う。	職員課	計画	常に業務改善に取り組むという意識を醸成し、また政策立案や事務の簡素化、効率化を目的とする職員提案制度(個人又はグループ・課等)を構築する。	【達成】 (制度構築) 個人、グループ、課等による業務改善提案「職員提案制度」が構築された。引き続き、毎年度職員提案制度を活用し、業務改善に組んでいく。
					実績	「総合窓口サービス」「坂井市地域戦略におけるブランド化の推進」「職員として疑問に思うこと」等の課題について4グループが調査研究を行った。市長を始め職員に研究成果を発表し業務の改善に取り組む。	
56	自主グループによる職員研修の実施（庁内コンペの実施）	地方分権時代を迎え、少子・高齢化社会の進展、住民ニーズの高度化・多様化など、坂井市が置かれている行政課題について解決策等の検討が必要である。	平成19年度より自主的ワーキンググループ「行政効率推進グループ」を設置し業務の改善を図る。	職員課 (H19行政経営課)	計画	自主研究グループの立上げを促進し、行政課題の調査研究を奨励する。研究成果を職員の前で発表することで、意識を啓発し業務改善へと繋げていく。	
					実績	「総合窓口サービス」「坂井市地域戦略におけるブランド化の推進」「職員として疑問に思うこと」等の課題について4グループが調査研究を行った。市長を始め職員に研究成果を発表し業務の改善に取り組む。	
58	年度目標管理制度の導入（業務目標を設定し、その実績を明確にする）	地方分権が進む中、多様化する市民ニーズの変化などから、独自の政策が望まれるようになっており、これまで以上に主体的かつ自主的な行政運営が必要となっている。	平成20年度より段階的に目標管理制度を導入する。	職員課	計画	平成21年度より試行導入する人事評価制度にあわせ、所属単位または個人ごとの業務目標管理制度を導入する。	人事評価制度をH22年度より試行するにあわせて、所属単位または個人ごとの業務目標管理制度を導入する。
					実績	所属単位での業務目標管理制度導入の前段階として、年度当初に所属ごとに年間の事業計画を作成し、所属ごとの目標を定め、業務を実施した。	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
59	勤務評価制度の導入（年功序列型から成果重視型への転換）	これまでの勤務年数に応じた年功序列的な給与体系を改善し、成果重視型の人事管理が必要である。	平成19年度より勤務評価制度を導入する。	職員課	計画	平成21年度より試行導入する人事評価制度にあわせ、職務に対する意識改革と組織の活性化を図っていく。	H22年度より人事評価制度を試行的に導入し、職務に対する意識改革と組織の活性化を図っていく。
					実績	評価フローの作成、被評価者・評価者の決定、評価及び職務行動評価（能力評価）に関する評価シートの作成等を実施し、H22年度より人事評価の試行を行うこととした。	
60	政策形成能力の開発（地方分権に対応した政策形成能力の開発に取り組む）	限られた人員や財源で質の高いサービスを提供し、市民が納得・満足する行政を実現するため、職員一人ひとりが自覚と責任を持って業務に取り組まなければならない。	毎年度職員研修計画を策定し、政策形成・政策法務能力の向上のための研修を実施する。	職員課	計画	職員研修計画に基づき研修受講を推進する。グループ・個人による自主研修、地域経営を学ぶための自治体大学校派遣、外部講師を招いての若手職員育成など。	【達成】 (制度構築) 職員研修計画を策定し、毎年度計画的に庁内研修及び派遣研修を実施している。
					実績	職員研修計画を策定し、政策能力等を向上させるため、庁内研修及び派遣研修を実施した。	
61	専門職員の養成	これからの行政は、職員に対して一般的な実務遂行能力に加え、高度で多様な専門能力や特定の分野における高度な業務対応能力が求められている。	毎年度職員研修計画を策定し、必要な知識、技能等を習得するための研修を実施する。	職員課	計画	専門職員を養成するための研修に派遣する。市町村アカデミー、民間が実施する講習、知識技能を修得するための個人研修、専門職員の採用など。	【達成】 (制度構築) 職員研修計画を策定し、毎年度計画的に専門知識及び技術を習得するための研修に派遣している。
					実績	高度な専門知識及び技能を修得させるため、障害者福祉・地域公共交通活性化・公営住宅整備・財政健全化法監査等の研修を受講させた。また、「土木」の専門職員の採用を実施した。	
62	定員適正化計画の策定	合併により多くなった職員数を類似団体並みに適正化しなければならない。	毎年度職員適正化計画を見直し、平成23年度までに723人、平成27年度までに600人とする。（平成18年度現在827人）	職員課	計画	退職者補充を抑制するとともに、各総合支所および本庁の組織見直しと事務事業の統廃合等を行い、行政サービスの低下を招かないよう、職員数の削減に取り組む。	退職者補充を抑制するとともに、各総合支所および本庁の組織見直しと事務事業の統廃合等を行い、行政サービスの低下を招かないよう職員数の削減に取り組む。
					実績	企画課と情報政策課、生涯学習課とスポーツ課、総合支所の地域課と産業課の統合等を実施し人員配置の削減を図った。退職補充を極力抑制し30人の職員数削減を行った。	
63	保育所・幼稚園職員数の適正化	類似団体と比べて、市立保育所数が多いことから民生部門の職員数が126人も多い状況となっている。	民営化と幼保一元化を視野に毎年度計画的に保育所職員数の適正化と職員配置を行う。	児童家庭課 子育て支援室	計画	幼稚園としてのスタートにあわせ、人員配置、費用対効果について検証し効率的な人員配置を図っていく。	保育所の民営化の動きにあわせて、職員数の適正化を図っていく。
					実績	公立保育所の民営化移管計画を策定し、その中で職員数について検討した。幼保一元化と合わせ民営化をH24年度の目標とし、同時に職員数も削減を図る。	
64	臨時職員の見直し	職員数の適正化を図るうえで、臨時職員についても同様に見直しが必要である。	臨時職員取扱い指針を策定し、毎年度臨時職員数を見直す。	職員課	計画	単年度雇用を原則とし、勤務の内容に応じた必要最小限の勤務時間とする。フルタイム勤務を極力削減し、賃金については月額から時給にシフトさせていく。	単年度雇用を原則とし、勤務時間は、勤務の内容に応じ必要最小限とし、フルタイムの勤務を極力減らし、賃金については月額から時給にシフトさせていく。
					実績	勤務内容と時間に応じて時給で支払うことを基本に臨時職員の雇用を実施。しかし、緊急雇用対策による臨時職員の雇用が実施されたため、臨時職員数及び賃金の額が増加する結果となった。	
65	早期退職制度の充実	定員適正化計画の目標を着実に達成するため、職員の早期退職を促進する。	職員数を平成23年度までに723人、平成27年度までに600人とするため早期退職制度を創設する。	職員課	計画	職員の自発的な退職を促進し職員を削減実施する。	職員の自発的な退職を促進し、職員の削減を行う。
					実績	職員の自発的な退職を促進した結果13名の早期退職が図れた。	
66	弾力的な人事配置	定員適正化計画を推し進める上で、限られた人員で効率よく業務を遂行するため、柔軟な職員配置が必要である。	弾力的な人事配置について検討し、平成20年度より柔軟な組織体制で業務に取り組む。	職員課	計画	定員適正化計画を進める中、業務量の増減に併せ、組織や事務分掌の見直しを行いながら、部局内で暫定配置を行い、弾力的な人員配置を行っていく。	【達成】 (制度構築) 業務量が一時的に増大したり、病気休暇者が生じた場合には、部局内で職員の暫定配置を行い、弾力的な人員配置を行って対応している。
					実績	病気休暇などの一時的な欠員に伴い部局内において柔軟な職員配置を実施した。	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
67	本庁と総合支所の事務分担の適正化	本庁と総合支所で業務が分断化され、合併時に調整した事務量と現在配置されている職員において不均衡が生じている部署がある。	毎年度組織を見直し、本庁と総合支所との適正な事務分担と職員配置を行う。	総務課	計画	人事配置の適正化ヒアリングを実施し、事務事業量に見合った人員配置と職員数の適正化計画の着実な推進を実施する。(毎年度、ローリング方式により実施)	人事配置の適正化ヒアリングを実施し、事務事業量に見合った人員配置と職員数の適正化計画の着実な推進を実施する。ワンストップサービスを推進するため坂井総合支所のあり方を検討する。
					実績	事務分掌の見直しヒアリングを実施し、組織機構及び事務分掌の見直しを実施した。人事配置の適正化ヒアリングも実施し、人員配置と職員数の適正化計画の着実な推進を図った。	
				職員課	計画	人事配置の適正化のヒアリングを実施し、また事務事業評価の結果を踏まえ、業務内容及び職員の配置について精査し、適正な人事配置を行う。	人事配置の適正化について、ヒアリングを実施し、また事務事業評価の結果を踏まえて、本庁と総合支所の各課の業務内容及び職員の配置について精査し、適正な人事配置を行う。
					実績	人事配置の適正化を図るため、部長ヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、各課の業務内容及び職員の配置について精査し、人事配置を行った。	
				行政経営課	計画	事務事業評価結果の業務量を参考に、総務課主導で適正な事務分担を図っていく。	【達成】
					実績	H21年度事務事業評価の作業における「業務量算定」の集計結果内容を「係別人員表」として職員課及び総務課へ提供し、組織の見直しや適正な人員配置を考える上での資料としての活用を求めた。	(制度構築) 事務事業評価を通じた業務量算定表を作成し関係所管課への資料の提供という流れを構築した。
68	納税課と公共料金取扱い課との連携	受益者負担金や下水道使用料などの公共料金については、法令に基づき滞納処分ができることとされている(自力執行権が与えられている)が、納税課職員のような滞納処分に対する専門的知識を有する職員がいない。	滞納処分が効率的に行えるような人事配置を実施する。	職員課	計画	収納支援室と公共料金取扱い課において徴収活動・滞納処分の体制を確立した上で、職員配置・人事交流を実施していく。	【方針転換】
					実績	料金等の担当職員を「未納料金対策」の研修に派遣するなど滞納処分に関する専門的な知識習得を奨励し、徴収活動・滞納処分の体制づくりを行った。	これまでは納税課内に収納支援室を設け、人事交流を通じて知識の習得、情報の共有化を図り一定の成果が得られた。今後は納税課の力を借りるのではなく、専門研修を通して滞納処分等に対する知識・技能を修得するという仕組みに方針を転換する。
				納税課	計画	学校給食費・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料について、時効の確認など滞納案件の検証や滞納処分等について指導助言を行い、職員の育成を図る。	徴収率向上、時効の中断、不納欠損などの債権管理を推進するための統一的基準となる債権管理条例、税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の制定を目指す。
					実績	担当課と個別に債権の性質、時効の管理や分納誓約など滞納整理のノウハウについて指導助言を行った。債権管理条例、税外収入の督促及び延滞金条例の原案について検討した。	
69	各種手当等の見直し(特殊勤務手当、管理職手当等)	市が独自で支給している下水道、保育園に係る特殊勤務手当及び管理職手当について見直しが必要である。	平成19年度中に市単独の特殊勤務手当等について見直しする。	職員課	計画	保育所職員の保育業務手当の見直しについて検討する。	【達成】
					実績	検討の結果、保育業務手当は継続とした。	全ての特殊勤務手当について、見直し可能かどうか検討し、結果見直し可能な各種手当について廃止・定率化などに改革した。
70	事務内容の再検討と適正な人員配置	合併時に調整した業務内容とそれに係る事務手順が一部実態とは異なるものがある。	毎年度実施される事務事業評価の業務量算定表を分析し、効率的な人事配置を行う。	職員課	計画	本年度実施する事務事業評価を分析し、各所管課の業務量を明確にした上で、総合支所および本庁の組織を見直し、効果的に人事配置を行なう。	事務事業評価シートを分析し、各所管課の業務量を明確化し、総合支所及び本庁の組織の見直しと合わせ、効率的な人事配置に反映していく。
					実績	事務事業評価シートに基づく業務量算定表により業務分担の分析を行い人事配置を行った。	
				行政経営課	計画	事務事業評価結果の業務量を参考に担当業務人員表を作成する。この資料を参考に職員課主導で効率的な人事配置を実施する。	【達成】
					実績	H21年度事務事業評価の作業における「業務量算定」の集計結果内容を「係別人員表」として職員課及び総務課へ提供し、組織の見直しや適正な人員配置を考える上での資料としての活用を求めた。	(制度構築) 事務事業評価を通じた業務量算定表を作成し関係所管課への資料の提供という流れを構築した。
71	総合支所(学校・公民館等)空きスペース活用	合併により三国・丸岡・春江総合支所において空室等のスペースが生じており、その有効活用が必要となっている。	平成19年度中に空きスペースの活用方法について方向性を決め、平成20年度より有効利用する。	監理課	計画	①三国庁舎2階を保健センター②丸岡庁舎2階以上を高椋公民館、文化ホール③春江庁舎を消防通信司令室、これらに利用できるような必要な整備を実施する。	①高椋公民館、文化ホールの整備工事を実施する。②嶺北消防本部の移転に向けた工事を実施する。
					実績	①H22年1月末に工事が完了し、4月より供用開始した。②高椋公民館、文化ホールに整備することを決定した。③嶺北消防本部の移転を決定した。	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
72	災害時の危機管理体制の確立	合併後、災害時における指示・命令系統、連絡体制、役割分担が確立されたものの職員の危機管理意識が希薄である。	平成19年度より職員防災訓練を実施し、災害時の職員体制を確立し、危機管理意識の高揚を図る。	総務課 安全対策室	計画	迅速・的確に応急対策が実施できるよう、地域防災計画に基づき、職員を対象に防災訓練を実施し、危機管理意識の高揚を図る。	災害対策基本法及び坂井市地域防災計画に基づき防災訓練を春江町北部地区で実施する。職員を対象に防災訓練を実施し、危機管理意識の高揚を図る。(市職員397名、関係団体134名参加)
					実績	組織の改編に伴い初動マニュアル、緊急連絡網を修正。10月の防災訓練で職員招集訓練を行い、主会場では災害対策本部訓練、4支所会場では被害状況調査訓練をそれぞれ実施した。	
				建設課	計画	災害発生時において建設部組織が円滑に連携が取れるよう、水防訓練を通じて対応や役割等について確認する。	【達成】 (制度定着) 防災訓練を実施してきたことで職員初動体制、市民参画という危機管理体制が確立できた。 今後、毎年度実施する防災訓練を通じて、指示・命令系統、連絡体制、職員配置体制など、精度を高めていく。
					実績	職員初動マニュアル建設部編を作成し、各支所毎に迅速に参集・対応できるよう体制を確立した。総合防災訓練時に相互連絡体制と役割分担の確認を行った。	
73	部局横断的な組織の連携(所属部局の枠を超えた組織の連携を図る)	幼保一元化や企業誘致、公共交通、地域コミュニティなど複数の部署にまたがる行政課題に対するの解決策が必要である。	関係各課が連携した業務体制を整備し業務の改善を図る。	行政経営課	計画	複数部署で情報の共有を図り住民サービスの向上を図る。全庁的に取り組むべき政策課題について部長会、次長会を通じて問題解決に向け連携強化を図る。	【達成】 (制度構築) 発生する行政課題に対し、複数部署が情報を共有し、住民サービスの向上につながる解決策を検討するための組織化(上部組織・下部組織)を構築する流れが出来た
					実績	問題課題に対応するため組織として部長会・次長会(上部組織)及び職員ワーキンググループ、プロジェクトチーム(下部組織)を設置し解決にあたった。	
74	本庁・総合支所の段階的な組織の見直し	本庁・総合支所方式の欠点となっている迅速性、効率性の改善が必要となっている。また、職員の適正化を図っていく上でも、本庁・総合支所方式の維持が困難である。	平成19年度より段階的に本庁へ機能を集約する。	総務課	計画	本庁と総合支所の組織改革を常に念頭におき、平成22年度の組織体制の改革に向け、本庁機能を充実させる見直しを推進する。	支所の産業課を地域課に統合し地域振興課、企画課と情報政策課を統合し企画情報課、生涯学習課とスポーツ課を統合して生涯学習スポーツ課とする。
					実績	本庁と総合支所における組織のあり方について検討し、H22年度の本庁機能を充実させる組織体制の改革に取り組んだ。	
				行政経営課	計画	行政改革大綱、職員適正化計画に基づき、総合支所の位置付けを見直してきたが、更なる本庁機能充実に向け、組織見直しを図る。	【移行】 組織の見直しについては行政改革の視点で組織をスリム化することが望ましいとの考え方からH21年度まで行政経営課で取り組んできたが、支所の窓口機能(市民目線)や窓口業務(職員目線)が確保されてきたことから、H22年度より事務分掌や職員配置という視点で総務課で実施する。
					実績	支所の有効活用と併せて本庁と支所機能の大幅な見直し(各支所産業課業務を本庁へ集約)した。組織の見直しにおける最重要課題である総合窓口についても自主研究グループで検討した。	
75	市民ニーズに的確に対応した柔軟な組織体制の確立	合併の効果を最大限に活かすため、行政のスリム化、効率化を徹底し、併せて民営化などを積極的に推進する。	平成19年度より段階的に組織のスリム化・効率化を図り、柔軟な組織体制を確立する。	行政経営課	計画	民間でできることは民間へ事業を移行し組織運営の合理化を図ると同時に本庁と支所機能の見直しを図る。	事務事業評価結果を用いて、民間への委託化可能な業務を洗い出し、職員の削減に併せ段階的に民間委託を推進する。
					実績	定員適正化計画に基づく職員数減、業務のスリム化効率化により、住民サービスの低下を招かないよう適正な人員を確保しつつ、民営化の推進などの費用対効果の検証に取り組んだ。	
76	苦情・相談窓口の充実	市民からの重要で緊急性の高い意見や苦情を迅速に届かせるための体制を構築することが必要である。	平成19年度より各課相談窓口を充実する。	総務課	計画	各課、各施設における相談窓口と総合窓口における業務の充実を図る。各種苦情・相談対応窓口の職員研修を実施する。	引き続き、各課、各施設での相談窓口業務の充実と総合窓口における業務の充実を図る。各課において苦情や相談に対する対処の仕方について課内研修等を行う。
					実績	相談窓口の充実としてH21年4月から消費生活専門相談員を配置し消費生活相談の充実に向けた取り組みを行った。	
77	窓口サービスの手続きを集約したワンストップサービスの充実	複数の窓口で行われている、出生・転入などの申請・届出手続きについて、市民より負担軽減が求められている。	総合窓口の設置について検討し、平成21年度にワンストップサービスを実施する。	市民生活課	計画	「ワンストップサービス」をテーマに、関係所管からなるメンバーで自主研究グループを立ち上げ、実用化に向け検討する。同時に「時間外、休日サービス」も検討する。	自主研究グループでの研究結果を基に、「ワンストップサービス」「時間外、休日サービス」を含めて、実施に向けた検討を行う。
					実績	自主研究グループでの研究結果を報告した。管轄している窓口業務について「時間外、休日サービス」について検討した。	
78	地域包括支援センターの一元化	市内2箇所ある地域包括支援センターでは、3職種(保健師、社会福祉士、ケアマネジャー)の人員がそれぞれ配置されているが、同じ業務を地域(「三国・坂井地区」「丸岡・春江地区」)で分けて行っているため効率が悪い。	地域包括支援センターのあり方について検討し、平成20年度より一ヶ所で業務を行う。	健康長寿課	計画	事業計画期間(H21～H23)中にセンター設置数を変更できることから、福祉課、地域包括支援センターと相談体制等を検討し、同時に運営協議会で協議を進めていく。	【方針転換】 高齢者虐待・権利擁護・困難事例の案件が増加しており、本来のセンター業務の需要度の高まりとともに、センターへの相談内容やケアマネジメントも複雑多様化し、その対応に追われているのが現状であり、一元化どころかむしろ増設(現行の計画では4ヶ所と設定しながら、2箇所の設置となっている)の要望がある。
					実績	協議を重ねてきたが、一元化による相談受付から支援対応への流れをいかにスムーズにつなげていくかが課題となり、継続して検討が必要。	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
79	横断的プロジェクトチームによる行政課題の調査研究(所属部局の枠を超えたプロジェクトチーム)	複数の部署にまたがる業務上の問題点について、関係課が連携し組織的な解決策の検討が必要である。	平成19年度より横断的プロジェクトチームを設置し業務の改善を図る。	行政経営課	計画	単独の部局において対応が困難な事業について、部局間の相互協力体制を強化させる。幼保一元化の推進に児童家庭課、教育委員会がプロジェクトを編成する。	【達成】 (制度構築) 発生する行政課題に対し、複数部署が情報を共有し、住民サービスの向上につながる解決策を検討するための組織化(上部組織・下部組織)を構築する流れが出来た
80	枠配分予算編成の導入(政策的経費を除く経常経費を一定額で配分し、予算編成を効率化する)	合併により組織が肥大化したことに加えて、1本庁4総合支所で事務事業を行っていることから、事業数も約1500事業にのぼり、予算要求段階での経常的経費の削減が必要とされる。	枠配分予算編成の導入について研究検討し、平成20年度予算編成から実施する。	財政課	計画	【達成・方針転換】 平成20年度当初予算要求において、各部局へ枠配分予算編成を導入し一定の成果が得られた。枠配分予算編成の導入で、部長を中心としたメリハリのついた予算編成となったことから削減効果が見られた。しかし一方では、査定という場における精度も必要とされることから、当面枠配分予算編成を休止し、通常の予算編成を実施していく。	
81	経常収支比率の改善	厳しい財政状況の中、扶助費や公債費等の義務的経費が増加し、平成17年度決算では経常収支比率が90.9%、平成18年度決算では92.9%となり、財政の硬直化が進行している。	平成23年度末での経常収支比率を85%~90%とする。	財政課	計画	一般財源の確保(在来家屋の課税客体把握、不用財産の売却と、経常経費の削減(要求段階での徹底抑制、施設の統廃合))に取り組む。	引き続き、一般財源の確保(在来家屋の課税客体把握、不用財産の売却と、経常経費の削減(施設の統廃合、民間委託))に取り組む。
82	起債借入れの見直し	平成17年度一般会計決算で1割を占める公債費(起債残高295億円)に対して、借金をこれ以上増やさないう、起債借入れの見直しが必要である。	起債償還計画を策定し、償還元金以上の起債の発行は行わない 平成23年度末での起債残高を合併時の295億円以下とする。	財政課	計画	償還元金以上の市債を発行しない。	償還元金以上の市債を発行しない。
					実績	H20年度発行の市債総額約2,328百万円、償還元金で3,092百万円、H20年度末の残高は前年度末と比較し、約764百万円抑制した。起債残高31,324百万円	
				三国病院事務局	計画	本年度は新規に起債を発行せず、220,395千円の償還にあたる。残高3,186,423千円の見込み。	起債を発行予定額30,000千円で、222,704千円償還する。残高2,991,720千円となる見込み。
					実績	企業債新規発行せず、償還額220,394千円で残高が3,186,424千円となった。前年度より218,393千円残高が減った。	
				上下水道部総務経理課	計画	経営健全化計画との整合性を図りながら、引き続き起債繰上償還を実施する。H21年度1,885,000千円の繰上償還予定。	H21年度で補償金免除繰上償還は制度終了となるが、H22年度以降に利息軽減は一定の効果を見込んでいる。 H22年度借入予定額1,438百万円 償還予定額1,872百万円
					実績	利率5~6%台の起債2,199百万円の繰上償還を実施した。償還財源を借換債0.68%で対応。次年度以降は更に利息の軽減が図られる。H21年度借入額3,539百万円 償還額3,828百万円	
83	財政健全化計画の策定	厳しい財政状況の中、小中学校の耐震化、福祉施策の充実、地域の活性化など、取り組まなければならない事業が山積しており、今後の財政運営の健全化を図るための財政見直しを立てなければならない。	平成19年度中に財政健全化計画を策定し、中長期的な財政見直しを明確にする。	財政課	計画	【達成】 平成19年度、中期的な財政健全化計画(H19~H23)を策定した。健全化に取り組んで行く中で、決算の状況に応じたフォローアップを毎年度実施し計画の見直しを図る。	
84	新地方公会計制度の導入(バランスシートや行政コスト計算書などを策定し、企業会計方式の導入を検討する)	現在の一般会計は単式簿記で現金主義を基本としているため、行政サービスに要した真のコストが分かりづらく、行政経営の面から不十分となっている。	平成19年度中に各種計算書を作成し、平成20年度より段階的に公会計の導入を図る。	財政課	計画	今秋の財務書類4表の公表を目指し作業を進める。市が出資する法人や一部事務組合との連結決算、財務書類4表も同時に作成し公表する。	【達成】 連結決算を作成し財務4表を公表した。 今後も継続して実施し、毎年度公表していく。
85	市の媒体(広報、ホームページ、CATVなど)への企業広告掲載	厳しい財政状況の中、自主財源を確保するための方策が必要である。	平成19年度より有料広告の募集を実施する。	秘書広報課	計画	【達成】 広報、ホームページへ企業広告掲載を実施し定着化された。引き続き、運用面(広告掲載位置の変化や動画掲載など)において内容の充実を図りながら広告募集・掲載を行っていく。	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
86	受益者負担の適正化	行政サービスに対する受益者負担について、負担基準が受益に見合うものかどうか検討し、また減免とされている基準(根拠)についても明確化する必要がある。	受益者負担のあり方について検討し、平成23年度より公共料金等の見直しを実施する。	行政経営課	計画	現況把握、近隣市町村・類似団体等の実態など、見直しに向けた情報収集、整理を行なう。	前年度に見直し対象とした料金等について、職員で構成するワーキンググループを設置し、見直しとなる基準について検討する。その後、市民で構成する検討委員会を立ち上げ議論する。
87	企業誘致による税収の確保	税収や雇用の確保の観点から、積極的に優良企業の誘致を推進する。	助成金制度を充実し、平成19年度より積極的な誘致活動を実施する。	企画情報課	計画	【達成】 福井港を中心とした機能充実および重要港湾格上げ(福井港を充実させることで企業誘致に繋げていく)については、H19年度より国・県等に働きかけてきた。(助成金制度を活用した企業誘致活動は産業経済部で取り組んでいく。)	【達成】 (制度定着) 企業立地促進奨励金制度を確立させた。今後、企業立地促進を図るため、企業を訪問し企業立地における優遇制度(改正した奨励金制度)の周知を行っていく。また、県や関係機関と連携し誘致活動を展開していく。
					実績	昨秋来の世界的不況化において急激に社会情勢が変動していることから、企業進出しやすいような、奨励金制度改正に取り組み、助成環境を整備する。	
88	地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	積極的に地籍調査事業を実施し固定資産税の公平課税と自主財源の確保に努める。	地籍調査事業の体制を強化し、平成19年度より積極的に地籍調査事業を展開する。	農村整備課 地籍調査室	計画	新規となる関中地区の一筆調査を行う。継続地区の江留中、東地区は年度内に法務局届出ができるよう、地籍調査推進委員や地権者と協議を重ねていく。	【達成】 (制度定着) 地籍調査室を設置したことで地籍調査事業の体制が確立し、着実に固定資産税の公平課税・増収に繋がった。
					実績	関中地区一筆調査を実施した。継続地区の江留中、東地区において国・県の認証審査に時間を要し法務局への提出が出来なかったが、成果品の準備は終えている。	
89	市税、公共料金等の収納強化	累積する市税、公共料金の滞納額の解消と市民間の公平性確保が必要である。	平成23年度末までに、市税現年徴収率を99.0%以上とする。 (平成18年度末98.42%) 平成23年度末までに、国保税現年徴収率を95.0%以上とする。 (平成18年度末94.86%)	納税課	計画	徴収員を3名増員する。滞納事案を精査し財産調査等を実施し適切に処分する。インターネット公売も積極的に実施する。毎週金曜日19時まで収納窓口を延長する。	滞納整理の組織的取組への変更(職員をグループに分け、組織的に割り振って対応)する。滞納整理困難事例の対応として、毎月国税徴収OBを招いて、ノウハウの習得を目指す。
			実績		滞納処分件数522件、換価等金額50,079,850円の実績。(インターネット公売を8回実施。動産23件、公売代金1,149,101円。毎週金曜日、納税窓口を実施し納付環境の改善が図られた。		
			平成23年度末までに、住宅使用料徴収率を99.5%以上とする。 (平成18年度末98.7%)	建築住宅課	計画	住宅家賃等滞納整理要綱に基づき、督促状や催促書を発行する。収納支援室との連携を図り滞納情報の一元化を図る。悪質滞納者へは明渡訴訟を行う。	常習滞納者に対して自宅や勤務先に訪問し催告を行う。それでも応じない場合は、最終催告書を送付するが、履行期限までに何の反応もない悪質滞納者については、明け渡し訴訟を行う。
			実績		納付指導にもかかわらず、納付の確約が得られない悪質滞納者の保証人に対して納付履行の協力を要請した。使用料徴収率95.00%		
			上水、下水、農業集落排水使用料金の収納率を向上させる。	上下水道部 総務経理課	計画	大口滞納者(500千円以上)を重点的に取り組みを強化、訪問徴収する。	(上下水道料)金隔月で給水停止、約束不履行者へ再度給水停止する。(受益者負担金)現年度分の収納強化、過年度分は分納誓約させ毎月口座振替による収納を図る。
			実績		隔月で延べ431人に給水停止業務を実施した。給水停止対象を「催告後3ヶ月未納がある者」から「催告後2ヶ月未納がある者」に強化した。		
90	市有地・施設の貸与・売却	厳しい財政状況の中、有効活用が見込めない未利用資産について、財産の貸与・売却等が必要である。	平成19年度中に未利用資産の取り扱いについて方向性を出し、平成20年度より貸与・売却を実施する。	監理課	計画	継続して未利用資産の売却に努める。財産管理システム導入時に未利用地と見られる土地が450筆洗い出され、これらを現地調査し有効活用、売却に努める。	引き続き、遊休地を一般競争入札及び随意契約にて売却を実施する。売却不可能な土地については、新たに有償・無償にかかわらず貸付を検討していく。
					実績	売却可能な未利用土地の入札を実施し可能なものから売却した。法定外公共物(赤道・青道)についても売却を行った。	
92	公用車の効率的な管理(公用車配置計画を策定し、効率的に管理する)	古い公用車や使用頻度の少ない車両等を整理し、全体的な管理方法について見直しが必要である。	廃車を含めて公用車の配車を見直し、平成19年度より効率的に配置する。	監理課	計画	【達成】 組織改編にあわせ、本庁・支所における公用車配置を適切に実施するとともに、費用対効果を検証し、老朽化した公用車を廃止、新規導入にあたっては軽自動車をリース契約で入れ替えを行った。また、不用となった公用車の公売を実施し財源確保した。引き続き適切な配車を行っていく。	
					実績		

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)の		行革推進課	区分	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			H21	H22
93	経常経費(光熱水費等)の削減	これまでも経費節減に取り組んできたが、さらなる職員の意識改革と徹底した取り組みが必要である。	経費削減意識の徹底を図り、平成23年度までに経常経費を10%削減する。	企画情報課	計画	セキュリティ対策やコピー経費の状況、特にカラー出力に対する経費を周知し徹底した節減意識改革を進める。	本年度大部分で複合機のリース期間が満了となるため、市役所全体のコピーおよびプリント出力について、再リースも含め、費用対効果を検証しながら機器の選定を行った。引き続き節減意識を徹底する。
					実績	ペーパー出力枚数が増加する現状において、コピー機からプリンターに変更したことで経費削減が図れた。毎月のコピー経費の状況を周知しながら経費節減意識を持たせた。	
				監理課	計画	省エネ診断を実施し、その結果を踏まえ経常経費削減のためのチェック表を作成する。これを用いて職員の経費節減意識を更に浸透させる。	前年度に実施した省エネ診断の結果を基に、本庁舎にデマンド監視装置を設置し電気料金(基本料金)の削減に向けた対策を講じる。
					実績	本庁舎と春江支所の省エネ診断を実施した。冷暖房の適切な温度管理を徹底し、合わせて職員への経費削減の意識を浸透させた。	
94	不用物品の有効活用(不用物品リストを作成し、有効活用を図る)	本庁、総合支所、施設において不用となった備品について全庁的な管理がなされていない。	備品台帳の情報の共有化を図り有効活用する。	監理課	計画	毎年実施する備品確認調査にあわせ、不用備品をリスト化し有効活用を図る。	リスト化した不用備品情報を全庁的に共有化できるよう整備し、さらなる有効活用を図る。
					実績	各庁舎における不用備品を調査しリスト化し情報の共有化を図った。利用できるキャビネットなど、庁舎間での有効活用を図った。	
95	施設管理にかかる業務委託の見直し(清掃、樹木剪定等)	施設の維持管理に係る委託内容を精査し、内容や回数について見直しが必要である。	庁舎内に係る保守管理業務委託について可能な限り職員で実施する。	監理課	計画	庁舎管理業務において職員が出来る作業等については職員で実施する。	これまで実施してきた作業を実施する。さらに、清掃委託業務(ワックス等の定期清掃業務)の見直し(内容・回数)を実施する。
					実績	職員で対応可能な清掃、樹木管理(低木の剪定、除草)等を実施した。	
96	本庁総合支所等入札の一本化(本庁、総合支所、施設の保守点検業務の入札を一本化する)	消防設備保守点検業務、地下タンク点検業務、園舎消毒、ピアノ調律調整など施設や設備の保守業務委託について、本庁・総合支所・施設において、それぞれ異なる単価で契約している。	平成19年度中に委託業務について調査し、平成20年度より一括した契約とする。	監理課	計画	【達成】 平成19年度に実施した長期継続契約移行にあわせ、電気保安業務など、全庁的に共通する契約について監理課でとりまとめ一本化を図った。引き続き、一本化可能な業務を取りまとめ、経費削減が図られるよう一括契約を行なっていく。	
97	下水道の接続促進	下水道の整備状況に対して普及率が低く、汚水処理などの維持管理に要する経費が使用料でやり繰りできていない。	平成23年度末までに、公共下水道水洗化率を90.0%以上とする。(平成18年度末84.0%) 平成23年度末までに、農業集落排水水洗化率を100.0%とする。(平成18年度末90.4%)	上下水道部総務経理課	計画	供用後3年未満の未接続者を主に1,200戸を部職員が訪問折衝する。既設浄化槽を望む対象者に対し下水道との費用比較を説明し理解が得られるよう努める。	9月を水洗化促進期間と設定し、未接続者に対して部全員による個別訪問を実施し、接続へ再度後押しする。下水道の日に合わせて普及啓発活動を実施する。
					実績	7/15~8/末を水洗化促進期間とし15班体制で個別訪問(974戸)した。浄化槽使用者(355戸)へ費用比較等具体的資料を送付した。H21供用開始世帯(111戸)への接続依頼した。	
98	企業会計の財政健全化計画の策定	厳しい財政状況の中、今後の財政運営の健全化を図るための財政見直しを立てなければならない。	平成19年度中に自治体病院改革プランを策定し、中長期的な財政見直しを明確にする。	三国病院事務局	計画	【達成】 平成20年度、中期的な公立病院改革プラン(H19~H28)を策定した。改革に取り組んでいく中で、決算の状況に応じたフォローアップを毎年度実施し計画の見直しを図る。	
					実績	【達成】 平成19年度、中期的な財政健全化計画(H19~H23)を策定した。健全化に取り組んで行く中で、決算の状況に応じたフォローアップを毎年度実施し計画の見直しを図る。	
99	国民健康保険特別会計の財政健全化の推進	厳しい財政状況の中、今後の財政運営の健全化を図るための財政見直しを立てなければならない。	医療費抑制、国民健康保険税の収納率向上に取り組み、一般会計からの繰出金に依存しない国民健康保険財政の自立を進める。	保険年金課	計画	収納対策の柱となる口座振替を推進する。特に加入時の手続を強化する。医療費抑制を図るため、特定健診の受診率を向上を目指す。特に受診率の低い地区に対し個別訪問を実施する。	未受診者全員に受診促進の通知を送送する。ジェネリック医薬品は、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するため、保険証の更新時等において普及促進に努める。
					実績	前年度の受診率低下地区に啓発チラシを作成し、個別訪問を行い受診を促進した。商工会の健診とタイアップして特定健診差額負担分を市で支出し受診率向上に取り組んだ。	
100	監査の強化	市の行政サービスに対して、市民のニーズを反映しているか、負担に見合うものかなど、税金の使い方とその効果に対する市民の関心が高まっている。こうした中、これまでの旧町で行われた監査体制から脱却し、公正性、透明性を重視した監査体制が求められている。	毎年度監査計画を策定し監査を実施する。	監査委員事務局	計画	監査計画に基づき、法規性や法令順守等について、幅広く業務監査する。監査の拡大を図るため外部団体に技術調査を委託し工事監査を実施する。	監査計画に基づき、法規性や正確性、法令順守等について幅広く業務監査する。工事監査においては、外部からの技術的な調査を受け、より監査の充実を図る。
					実績	例月出納検査・定期監査・決算審査等において監査を実施した。今年度は、外部に技術調査を委託し、工事監査(対象:小学校)を行った。	